

◇職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整備することにしました。
- 2 この規則は、公布の日（令和 8 年 5 月 29 日）から施行することにしました。

（行政委員会事務局任用調査部任用調査課）